

農業委員会制度が大きく変わります

この度、担い手への更なる農地集積や耕作放棄地の未然防止・解消等を進めるなど、農地利用の最適化を図るために農業委員会等に関する法律が改正され、平成28年4月1日から施行されます。

この改正により、京都市の農業委員会委員の任期が平成27年11月1日から、平成28年3月31日まで延長されることとなりました。

京都市では、次の1～5を踏まえ、平成28年4月から農業委員21人と農地利用最適化推進委員29人、合計50人の委員で業務を行うこととなります。



※この改正により、選挙人名簿登載申請書の提出は不要となります。

法改正による制度の主な変更点

1 農業委員の選出方法の変更

農業委員の選出方法が「**公選制**」から市町村長が議会の同意を得て任命する「**任命制**」になります。

2 農業委員の定数が半減

農業委員の定数は、国の基準に基づき、各市町村の条例で定めることとなり、現行の約半数となります。
京都市では、定数が**39人**から**21人**に変更されました。

3 農業委員の構成に条件

- ※農業委員の過半（京都市では11名以上）を認定農業者で構成しなければならない。
- ※農業委員会業務に利害を有しない者を1人以上含めなければならない。
- ※性別、年齢等のバランスに配慮すること。

4 農業委員会の業務の重点化

従来からの農地の権利移動・転用等に係る許認可業務に加え、担い手への農地の集積・集約化、耕作放棄地の発生防止・解消、新規参入の促進など、農地利用の最適化を図る業務が一層推進されるよう法定化されました。

5 「農地利用最適化推進委員」の新設

新たに重点業務となった、担い手への農地の集積、耕作放棄地対策などの業務を重点的に遂行するため、農地利用最適化推進委員が新設されます。京都市では、国の基準（農地面積100haに1人を上限）に従い定数を条例で**29人**と定め、京都市農業委員会が委嘱することとなりました。

農地利用の最適化の推進に熱意と識見のある「農業委員」と「農地利用最適化推進委員」を

募集中!!

募集期間

平成**27年12月22日**～平成**28年1月15日** **必着**

募集方法

京都市農業委員会委員
京都市農地利用最適化推進委員 } どちらも「**※推薦**」と「**自らによる応募**」の
2種類の方法があります。
※農協、自治会、会社などの組織・団体又は、個人によって推薦する。

募集人数

京都市農業委員会委員 **21人** (区域別の定数は設けていません)
京都市農地利用最適化推進委員 **29人** (下表のとおり区域別の定数を設けています)

詳細は、募集要項や農業委員会のホームページをご覧ください!!

区 域		推 薦 及 び 募 集 定 数	
		農地利用最適化推進委員	農業委員
第1区	北区,上京区,左京区	6人	21人
第2区	中京区,下京区,南区,右京区(京北地域を除く),西京区	10人	
第3区	東山区,山科区,伏見区	9人	
第4区	京北地域	4人	
合 計		29人	

※「募集要項」「推薦・応募用紙」は募集期間中、京都市農業委員会及び京都市のホームページに掲載するとともに下記の窓口にも備え付けています。募集に関する詳細は「募集要項」を御覧ください。

農 業 委 員 会 事 務 局	中京区寺町通御池下ル下本能寺前町522 本能寺文化会館2階	TEL.075-212-9050
産業観光局農政企画課	中京区寺町通御池上る上本能寺前町488	TEL.075-222-3351
北部農業振興センター	北区紫竹東高縄町69-1	TEL.075-493-6660
西部農業振興センター	右京区西院西高田町6-1	TEL.075-321-0551
東部農業振興センター	伏見区深草瓦町61	TEL.075-641-4340
京北農林業振興センター (農業委員会事務局 京北窓口併設)	右京区京北周山町上寺田1-1 右京区役所 京北出張所内	TEL.075-852-1817

※推薦・応募は、所定の「推薦用紙」、「応募用紙」を用いて、農業委員は「農政企画課」に、農地利用最適化推進委員は、「農業委員会事務局（京北窓口含む）」に郵送又は持参してください。